

政令第二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する

政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号イ(1)中「千二百七十三万五千五百円」を「千四百五十八万四千四百円」に改め、同号イ(2)中「七百二十六万九千二百円」を「八百三十二万五千三百円」に改め、同号イ(3)中「九百八万六千四百円」を「千四十六万七千七百円」に改め、同号イ(4)中「四百三十五万三千八百円」を「四百九十八万六千三百円」に改め、同号イ(5)中「四十六万七千八百円」を「五十万六千四百円」に改め、同号イ(6)中「三十七万五千円」を「四十万六千円」に改め、同号イ(7)中「二百五十六万七千四百円」を「二百七十七万九千三百円」に改め、同号イ(8)中「百九十二万六千七百円」を「二百八万五千八百円」に改め、同号イ(9)中「百五十三万

六千七百円」を「百六十六万三千六百円」に改め、同項第二号イ(1)中「六百三十七万二千五百円」を「七百二十九万八千四百円」に改め、同号イ(2)中「三百六十三万八千五百円」を「四百十六万七千円」に改め、同号イ(3)中「四百五十四万八千円」を「五百二十万八千九百円」に改め、同号イ(4)中「二百十九万七百元」を「二百五十万九千元」に改め、同号イ(5)中「二十三万六千九百円」を「二十五万六千七百円」に改め、同号イ(6)中「十八万九千二百円」を「二十万四千八百円」に改め、同号イ(7)中「百二十八万七千五百円」を「百三十九万三千八百円」に改め、同号イ(8)中「九十六万三千七百円」を「百四万三千三百円」に改め、同号イ(9)中「七十七万三千三百円」を「八十三万七千二百円」に改め、同号イ(10)中「十五万六千四百円」を「十六万九千三百円」に改め、同条第二項第一号イ中「九十九万九千五百円」を「百十四万四千七百円」に改め、同号ロ中「七十九万九千六百円」を「九十一万五千八百円」に改め、同号ハ中「七万六千八百円」を「八万三千百円」に改め、同項第二号イ中「九十九万九千五百円」を「百十四万四千七百円」に改め、同号ロ中「七十九万九千六百円」を「九十一万五千八百円」に改め、同号ハ中「四万六千円」を「四万五千元」に改め、同条第四項第一号イ中「二百四十八万二千元」を「二百八十四万二千六百円」に改め、同号ロ中「二百七十四万七千元」を「三百十四万六千百円」に改め、同項第二号イ中「七十六万四千四百円」を「八十

七万五千五百円」に改め、同号口中「百十万五千二百円」を「百二十六万五千八百円」に改め、同条第十四項第一号イ中「五十八万八千円」を「六十七万三千六百円」に改め、同号口中「四万七千七百円」を「四万七千七百円」に改め、同項第二号中「五十八万八千円」を「六十七万三千六百円」に改め、同条第十五項第一号中「七十五万六千六百円」を「八十六万八千円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百四十八万二千元」を「二百八十四万二千六百円」に改め、同号イ(2)中「二百七十四万七千元」を「三百十四万六千六百円」に改め、同号ロ(1)中「七十三万四千九百元」を「八十四万七千七百円」に改め、同号ロ(2)中「百十四万二千元」を「百三十万七千九百元」に改める。

第三十五条第一項第一号イ中「千二百七十八万六千元」を「千四百六十九万二百円」に改め、同号ロ及び同項第二号イ中「六百三十九万九千七百円」を「七百三十五万二千九百元」に改め、同号口中「百三十八万八千円」を「百五十九万四千七百円」に改め、同条第二項第一号及び第二号イ中「百万三千八百円」を「百十五万三千三百円」に改め、同号口中「四万四千八百円」を「五万五千五百円」に改め、同条第四項第一号イ中「二百四十九万二千六百円」を「二百八十六万三千八百円」に改め、同号口中「二百七十五万八千七百円」を「三百十六万九千六百円」に改め、同項第二号イ中「七十六万七千七百円」を「八十八万二千元」に改

め、同号口中「百十一万百円」を「百二十七万五千三百円」に改め、同項第三号イ中「七十三万八千四百円」を「八十四万八千四百円」に改め、同号口中「百十四万六千九百円」を「百三十一万七千七百円」に改め、同条第九項中「五十九万二千六百円」を「六十八万九百円」に改め、同条第十項第一号中「七十五万四千八百円」を「八十六万七千二百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百四十九万二千六百円」を「二百八十六万三千八百円」に改め、同号イ(2)中「二百七十五万八千七百円」を「三百十六万九千六百円」に改め、同号ロ(1)中「七十三万八千四百円」を「八十四万八千二百円」に改め、同号ロ(2)中「百十四万六千九百円」を「百三十一万七千七百円」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。